

入札監理小委員会 第 7 6 7 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 6 7 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 8 年 7 月 29 日（水） 15：11～15：49

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○東京国際空港外 7 か所機械設備保全業務（国土交通省）

3. 報告（次期市場化テスト実施時期の延期）

○（独）国民生活センター施設の運営等業務（独立行政法人国民生活センター）

4. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査
尾花専門委員、和田専門委員

（東京国際空港外 7 か所機械設備保全業務）

国土交通省

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

平井課長

佐藤課長補佐

菅原専門官

拝根係長

東京航空局 空港部 機械課

上野専門官

東京空港事務所 施設部 施設運用管理官（付帯施設担当）

増田施設運用管理官

（（独）国民生活センター施設の運営等業務）

独立行政法人国民生活センター 総務部

平井会計課長

鈴木管理室長

高瀬管理室主査

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 ただいまから、第767回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、東京国際空港外7か所機械設備保全業務の実施要項（案）について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、平井課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○平井課長 平井でございます。東京国際空港外7か所機械設備保全業務について、資料A-3を用いまして、概要をまず説明したいと思います。

東京国際空港、要は羽田空港でございますが、羽田空港の中にあります管制塔ですとか職員の入っている庁舎、あるいは空港の外、南関東にあるのですが、7か所にある無線施設を、24時間365日、良好な環境にするために、この業務概要のところの米印にありますけれども、空気調和設備、要はエアコンですとか、給排水衛生機器でございますとか、羽田空港の中ですと、大雨とかが降りますと冠水するような道路がありますので、そのための排水ポンプ、概要の左下にあります、台数にしますと316台等々、これらのものに関して、右側の業務の内訳というところにあります、これら全てを点検したり保守したり、日々の運転の監視をしたりというようなことを行う業務になります。

なお、実施要項（案）の詳細につきましては、細かく担当のほうから御説明したいと思います。

○上野専門官 これからは、東京航空局の上野のほうから説明いたします。

お手元の資料のA-2の実施要項（案）について説明いたします。初めに、実施要項3ページ目の1.1の対象公共サービスの詳細な内容について説明いたします。

本業務の内容につきましては、（1）の対象施設の概要から書いておりまして、次ページ目の4ページ目のほうに、（2）業務の対象と業務内容といたしまして、本業務の共通的な仕様につきましては、国土交通大臣官房官庁営繕部が監修しております「建築保全業務共通仕様書」、いわゆる以下「共通仕様書」というものと、あと、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室が定めております「道路排水設備点検・整備標準要領（案）」について、点検の基本といたしまして、保全の内容を決めております。こちらの共通仕様書につきましては、環境施設の建築設備や道路排水設備の保全を実施するための基準として制定、提示されているものでありまして、国土交通省のホームページや出版物で公表されております。共通仕様書及び標準要領に記載されていない事項につきましては、実施要項に記載して、細かいほうはそれで記載しております。

本保全業務の対象設備につきましては、30ページ目の別紙2に記載してありますとお

り、大きく分けまして、空調設備と給排水衛生設備等の建築設備と、道路排水設備の排水ポンプ設備となっております。

本保全業務におきましては、専門性が高い特殊な設備はありませんが、関連法令において、有資格者による点検を実施する必要があるものもありますので、これらにつきまして、受注者の社員のほうで有資格、資格を持っていない者であれば協力会社にて実施してもよいこととしております。これに伴いまして、入札参加グループとしての参加も認めております。

本業務において、業務責任者や業務担当者に求めています資格につきましては、6 ページ目に記載しておりまして、こちらのほうに、業務責任者と業務担当者の必要な資格という形で、いろいろ記載させております。

関係法令及び仕様書等の定めにおける法定資格等につきましては、7 ページ目から、各対象設備の点検の大まかな内容に触れておりまして、こちらの中で一部、7 ページの下段のほうにパッケージ形空気調和設備の中の点検の仕様の詳細という形で、関係する法令としまして、代表として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律という形で、点検に適用される法令を明記しておりまして、後述の 101 ページのほうに、別紙 8 という形で、実際の業務担当者等が保有している資格の状況について記載しております。

点検を行う作業につきましては、これらの法律にのっとり、そういった資格を持った者が点検することになっておりますので、こういった人員を求めているという形になっております。

これらの通常の点検のほかに、あとは臨時作業という形で、10 ページ目の 7) 臨時作業という形で、台風や地震災害などの自然災害発生直後や、機械設備の不具合等が発生した場合、我々監督職員が、機械設備の不具合の発生時に関係者と調整を行い、東京空港事務所の監督職員から派遣の要請を受けた場合に実施する作業としております。

このほかに、特記作業という形で別紙 4 と、あと、交換材料として別紙 5 を付加しております。

なお、別紙 5 につきましては、令和 9 年度から令和 11 年度の内容につきましては、今現在、精査しているところになりますので、今現在の中身としては、そういった形で、まだ空白のままとなっております。

次に、達成すべきサービスの質について説明いたします。実施要項の 13 ページ目の 1. 2 のサービスの質の設定という形で、本保全業務の質について示しております。

基本的な方針としましては、東京空港事務所の職員及び関係者に対して良好な環境を提供することを目指しまして、信頼性の確保、安全性の確保、品質の維持管理の点から、それぞれ測定指標と目標を設定しております。

業務の信頼性の確保につきましては、機器の不具合における障害の発生時における対応を全て行うことを測定指標としておりまして、要求水準としましては、障害発生時の対応未実施の件数をゼロ件として、目標としております。

また、安全性の確保につきましては、本保全業務の安全管理体制不備に起因する東京空港事務所内での作業員等の人身事故がないことを測定指標としまして、要求水準としまして、作業員等の人身事故の発生件数をゼロ件とすることを目標としております。

また、品質の維持につきましては、本保全業務の不備に起因する東京空港事務所の機械設備の不具合件数の発生がないことを測定指標としておりまして、要求水準としましては、東京空港事務所の機械設備の不具合発生件数をゼロ件とすることを目標としております。

これらは、航空管制サービス等の提供業務を行っております東京空港事務所の機能を継続的に維持するとともに、そこで働く職員や関係者に対して良好な環境を提供するため、業務の質の確保を求めているものであります。

次に、実施期間について説明いたします。実施要項の15ページ目です。こちらの2ポツの実施期間に関する事項ということで、本保全業務の実施期間を示しております。

以前までは、予算制度の原則にのっとりまして単年度の年間契約ではありましたが、本保全業務に関しましては労務主体のため、単年度の契約では安定した雇用の確保が困難であるということがありますので、受注者によって、労働者の確保のために、安定した継続業務がよいという観点から、今回は3か年の契約としまして、令和9年4月1日から令和12年3月31日までを実施期間としております。

次に、入札参加に関する事項について説明いたします。こちらは、同じページからの記載となっております。（1）から（10）に記載する要件につきましては、法令等による不適格排除に係る記載で、保全業務の内容に基づいて定める入札参加資格要件としましては、（11）で記載している業務の実績と業務責任者の資格としております。

まず、業務の実績につきましては、本保全業務では、機械設備保全業務の実績を求めています。対象となる機械設備の保全業務につきましては、空調規模が、空調対象床面積が3,000平米以上かつ熱源システムで、地域冷暖房の受入設備を含む中央方式としております。

業務責任者の資格につきましては、16ページの記載にありますとおり、示す資格のほかに、業務責任者としての通算3年以上の実務経験の実績、もしくは、保全業務の責任者または業務担当者として通算10年以上従事した経験の業務実績を求めています。

次に、入札スケジュールについて説明いたします。入札スケジュールにつきましては、実施要項17ページ目の4ポツの入札に参加する者の募集に関する事項という形で、(1)で、入札の実施手続及びスケジュールを示させていただいております。今後のスケジュールにつきましては、開札の予定としましては、令和9年1月下旬を予定しておりまして、契約締結は令和9年4月1日を予定しております。

次に、落札者を決定するための評価基準について説明いたします。こちらは、実施要項の18ページ目からの記載となります。

対象の公共サービスを実施する者を決定するための評価基準、その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項で、評価項目を定めております。評価項目につきましては、企画書の書類を提出していただき、それで評価をしていくような形としております。

本業務を実施する者の決定につきましては、その評価項目で、評価で可という形になった者の中で入札を行うという形の最低価格落札方式によるものとしますが、業務の品質確保と、品質の確実性の確保のため、実施体制、業務に対する認識、保全業務に係る業務に関する提案、緊急時等への対応につきまして、こちらの4項目について、先ほども申しましたが企画書を提出させて、本業務の目的、趣旨に合った実施可能なものであるかどうか審査を行った上で、全て満たした者で落札予定者を決定することとしております。

次に、従来の実施状況に関する情報の開示になります。実施要項の100ページ目の別紙8で、今回の情報開示の内容について記載しております。

まず、100ページ目につきまして、こちらは従来の実施に要した経費という形で、令和6年度、令和7年度、令和8年度、3か年分を記載しております。

なお、令和8年度から、道路関係の設備で一部空白となっておりますが、こちらはトンネル関係設備とトンネルの消火設備です。こちらは、従来、令和7年度までは実施していましたが、点検対象設備の見直しを行いまして、令和8年度から本保全業務の対象外としまして、別契約というように実施しております。これにより、令和7年度から令和8年度は、実施契約額のほうが、費用が下がっております。

次ページ目の101ページ目に、従来業務の実施に要した人員を記載しております。業務責任者1名の体制と、あとは業務の担当者6名、この7名の人員を標準として業務を

行っております。

この中で、業務責任者と業務担当者が保有している資格と、今回、業務責任者として選任された者の要件を満たしている、また、こちらが求めている要件を満たした内容として記載しております。

業務従事者の勤務状況のほかに、こちらの標準としては7名という形にしておりますが、各設備の点検の人数につきましては、先ほども申しました特記作業等を実施する場合は、この7名だけでは実施ができない場合もありますので、都度、この人員のほかに追加で人員を派遣して、業務を実施していただいているという形になります。

1か月当たりの点検の延べ日数という形で、最大となる月を提示させていただいております。こちらは、東京国際空港内の補助施設であれば、建築設備と道路関係設備の点検で大体17日、空港外にあります7施設につきましては6日という形で記載を提示しております。

あと、注意事項としまして、下段のほうに、臨時点検の年間の実績という形で、令和6年度と令和7年度の実績の記載と、あと、東京国際空港の立入りの申請許可に要する日数という形で、こちら、実際に新規事業者であれば、新たに制限区域内の立入りの申請等が必要となりますので、その申請から許可に要する日数という形での提示をさせていただきます。

次ページ目の102ページで、従来の業務に要した施設と設備という形で、こちらのほうも提示をしております。

115ページの別紙13から、本業務の参考図面としまして、各施設の配置です。東京国際空港以外の7か所の配置図と、あと、次ページ目が、東京国際空港内の施設の配置になります。

116ページ目が建築設備関係で、117ページ目が、道路関係設備の施設の配置図という形でまとめております。

東京航空局、上野のほうから、説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

○事務局 中川主査、すみません。岡本委員ですが、ちょっと通信ができない状況のよう

でございます。

○中川主査 では、ちょっとその間に、ほかに御質問、御意見のある委員がいらっしゃる、先にお伺いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 すみません、石田です。

資料A-4の、今年、令和8年度なのですが、9者が説明会に参加したけれども、応札しなかった。その理由については、何か聞かれていらっしゃいますか。

○上野専門官 御質問ありがとうございます。東京航空局、上野のほうから回答いたします。

こちらの資料を取りに来た9者というのが、まず1者は応札者となっていて、これ以外の者につきましては、取りに来た会社名のリストを確認しましたところ、いわゆる入札情報を収集だとか、そういった情報を提供している会社になっておりまして、実際にこの業務を実施できる者ではなかったという形を確認しております。

○石田副主査 ありがとうございます。

今回、いろいろと条件等を緩和されて、契約期間も延ばしましたがけれども、これで複数者の応札はあるとお考えになっていらっしゃるという理解でよいですか。

○拝根係長 航空局空港技術課、拝根と申します。御質問ありがとうございます。

今回、実施要項作成に当たって、入札参加のグループの緩和ですとか、この契約状況等の推移等で記載しているように、競争性改善のための取組というのは実施しておりまして、今後、入札に参加される方も増える見込みが出てくるのかなというのは想定しているところ です。

○石田副主査 ありがとうございます。

前回は9者来たけれども、実際、応札しなかった8者は応札する気のない情報収集者ということで、それとは別に、今までずっと一者応札が続いてきた理由というのは、どういったところがあるとお考えなのでしょうか。それと、今回の条件緩和等でそれらは全部クリアになるのでしょうか。サウンディングというのですかね、そういったことの努力はされたのでしょうか。

○拝根係長 過去、一者が続いているというところで、資料を取りに来た参加者に対してヒアリングも実施しているところではあって、そのときには明確な答えというのはなかなかなかったところですが、一つ理由としてあるのは、この業務として、なかなかど

ういった施設だとか、物を点検するというのが、仕様書だけでは少し見えづらい部分があったのかなというところは、我々が想定しているところであります。

今回、競争性改善というところで、業務説明会もこの市場化テストに当たって実施していく予定がありますので、その辺で少し入る見込みというか、そういうところは改善に向かっていくのかなというのは考えているところです。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

○中川主査 岡本委員、通信状況いかがでしょうか。もし音が出せるようでしたら、お話をお願いいたします。

○事務局 ちょっと難しいようでございます。本日、事前に岡本委員から、通信が困難な場合、その際はメールで質問をお送りいたしますと聞いておりますので、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

○中川主査 はい。では、メールベースで対応とさせていただきます。

ほかに、御質問や御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局からは、岡本委員の御意見は後ほどメールで対応ということで、それ以外は特にございません。

よろしくをお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会で審議は終了したもののとして、今後の実施要項（案）の取扱い、岡本委員の御意見、御質問等についても、監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○事務局 国交省様、本日はありがとうございました。以上で、御審議は終了となります。退室ボタンを押して、御退室されてください。

○平井課長 はい。ありがとうございました。

(国土交通省 退室)

○中川主査 それでは、引き続き小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、独立行政法人国民生活センター様に御入室いただきます。

(独立行政法人国民生活センター 入室)

○中川主査 ただいまから、第767回入札監理小委員会を再開いたします。

独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務の報告案件について、独立行政法人国民生活センター総務部会計課、平井課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○平井会計課長 国民生活センターの会計課の平井といいます。よろしくお願いいたします。

資料2-1と資料2-2を御説明させていただきたいと思います。まずは、資料2-1を御覧いただきたいと思います。

経緯等の記載をしております、こちらの市場化テストにつきましては、平成19年の基本方針に基づきまして選定しているところでございます。もともと1本の業務だったのですけれども、第258回をもちまして、建物の維持管理と研修の宿泊施設という形で2本に分割されたところで、現状に至るところでございます。なお、第377回の監理委員会をもちまして、建物の維持管理につきましては、市場化テストを終了したという形で議していただいているところでございます。

他方、もう一方の研修宿泊施設につきましては、一者応札が続いているという形ではございましたので、こちらの改善等がまだなされていないという形で、引き続き、市場化テストという形で結論をいただいたところでございますが、2ポツを御覧いただきたいと思います。

2ポツのところでは、これまでの市場化テストの状況等を書いているところでございますが、しかしながらのところを御覧いただきたいと思います。令和9年度末につきまして、当センターの中期計画が終了する形でございます。もともと令和8年度までの市場化テストでございましたので、残り1年分を市場化テストとするのか、あるいは10年度以降の中期計画をまたいだ形でやるのかという議論が入ったところでございます。

②にも記載してありますが、相模原事務所につきましては、もう施工後45年ほど経過しております、経年劣化による建物の設備とか、不具合等が多発していることもござい

ますので、そろそろ大幅な改修等が必要ではないかという形でありますので、次期中期計画におきまして、大規模な工事をするという形を図っているところでございます。

現段階におきまして、中期計画の予算が確定されていない、いわゆる令和10年度以降の予算が確定されていないことも踏まえまして、中期計画をまたいだ形の市場化テストについては、ちょっとふさわしくないのではないかという形もありまして、今回、次の市場化テストにつきましては、令和9年度におきましては、まずは一般競争入札の通常の調達を行いまして、単年度契約。そして、令和10年度の中期計画等が定まった後のものになりますけれども、令和10年度以降につきましては、複数年契約で市場化テストという形でさせていただきたいという形でございます。

ただ、令和9年度を一般競争にするという形で、何もしないというわけではなく、複数が望まれるという形で、競争性の確保等に努めていきたいという形でございます。

国民生活センターからの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局からは特段ございません。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件について、監理委員会に報告することといたします。

報告案件の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○平井会計課長 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。国民生活センター様、本日の御審議は以上となります。退室ボタンを押して、御退室されてください。ありがとうございました。

(独立行政法人国民生活センター 退室)

— 了 —